

平成 30 年度鳩山町私立幼稚園就園奨励費補助金のご案内

鳩山町では、子どもを私立幼稚園に通園させている保護者を対象に、その経済的な負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の助成を行っています。

1、補助の対象となる方

次の①と②のどちらも満たす方が対象です。

① 鳩山町に住民登録があり、満 3 歳から 5 歳の幼児を私立幼稚園に通園させている方

② 平成 29 年分(1 月～12 月)の収入に対する税金の申告が済んでいる方

※ 「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園に子どもを通園させている保護者は、当補助金の対象外です。

2、補助基準および補助上限額

区分	補助基準	補助上限額(年額)		
		第1子	第2子	第3子
I	生活保護受給世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
II	町民税非課税世帯 または 町民税所得割額非課税世帯	272,000 円	308,000 円	308,000 円
	上記世帯のうち、ひとり親世帯等 ※別途添付書類が必要です。	308,000 円	308,000 円	308,000 円
III	町民税所得割額が <u>裏面別表の基準A以下</u> の世帯	187,200 円	247,000 円	308,000 円
	上記世帯のうち、ひとり親世帯等 ※別途添付書類が必要です。	272,000 円	308,000 円	308,000 円
IV	町民税所得割額が <u>裏面別表の基準B以下</u> の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円
V	区分 I～IV に該当しない世帯	—	154,000 円	308,000 円

- ・ 区分IVおよびVの世帯で、小学3年生までの兄・姉がいる場合、その兄・姉を第1子として扱います。
- ・ 幼児の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の平成30年度町民税所得割額(住宅借入金特別税額控除前の金額)を合算して判定します。
- ・ 保護者が平成30年度分として幼稚園に納めた入園料及び保育料の額が補助金額を下回る場合には、保護者が納めた額を上限として補助します。
- ・ 年度途中に幼稚園を退園、または鳩山町外に転出する場合は、入園料の納付の有無と在住・在園月数に応じて補助金額が減額になります。
- ・ 補助金額は平成31年1月に決定した後、幼稚園を通して支給します。補助金支給後に退園、または転出した場合、支給済みの補助金のうち、減額分を幼稚園を通して返納していただきます。
- ・ 婚姻歴がないひとり親世帯を対象に寡婦(夫)のみなし適用を実施します。申請の際に戸籍謄本等の提出が必要となりますので、必ず事前に教育委員会へお問い合わせください。

別表 町民税所得割課税額早見表(基準 A、B)

	19 歳未満(H11.1.2 以降生まれ)の扶養親族の人数		基準 A	基準 B
	16 歳未満 (H14.1.2~H29.12.31 生まれ)	16 歳以上 19 歳未満 (H11.1.2~H14.1.1 生まれ)		
0 人	0 人	0 人	34,500 円	171,600 円
1 人	1 人	0 人	55,800 円	191,400 円
2 人	1 人	1 人	66,900 円	198,600 円
	2 人	0 人	77,100 円	211,200 円
3 人	1 人	2 人	78,000 円	205,800 円
	2 人	1 人	88,200 円	218,400 円
	3 人	0 人	98,400 円	231,000 円
4 人 以上	基準 A	34,500 円+21,300 円×16 歳未満の扶養親族の数+11,100 円×16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数		
	基準 B	171,600 円+19,800 円×16 歳未満の扶養親族の数+7,200 円×16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数		

3、ひとり親世帯等に該当する場合の添付書類について

次の手当を受けている方が同一世帯にいる場合には、それを証明する書類の提出が必要です。

	要件	必要な添付書類
1	生活保護を受けている者	生活保護受給者証の写し
2	配偶者のいない者で現に児童を扶養している者	A 児童扶養手当証書の写し または B ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
3	身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅)	身体障害者手帳の写し
4	療育手帳の交付を受けた者(在宅)	療育手帳の写し
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅)	精神障害者保健福祉手帳の写し
6	特別扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当証書の写し
7	国民年金の障害基礎年金の受給者	国民年金・厚生年金保険年金証書の写し

4、申し込み方法

以下の①、②の書類を通園する幼稚園へご提出ください。

①保育料等減免措置に関する調書(様式第 1 号)

※記入例をご参照のうえ、幼児 1 人につき 1 枚ご提出ください。

②平成 30 年度課税(非課税)証明書の原本 または 平成 30 年度町民税・県民税特別徴収税額通知書

※平成 30 年 1 月 1 日現在、鳩山町に住居登録のあった方は提出不要です。

※課税証明書は、平成 30 年 1 月 1 日現在 住民登録のあった市町村に発行を依頼してください。

※世帯員のうち、収入の有無に関わらず、どなたの扶養にもなっていない方全員分の証明書が必要です。

お問い合わせ

鳩山町教育委員事務局 総務・学校教育担当
TEL 049-296-1227